

プラスハートアクション

賛同者・賛同企業 参加規約

(名称)

第1条 本会は、プラスハートアクション事務局と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は大阪陽子線クリニック（大阪府大阪市此花区春日出中一丁目27番9）内に設置する。

(目的)

第3条 本会は、合理的配慮の啓蒙・啓発を本旨とし、地域並びに周辺企業との親睦と結束を図り、地域の活性化と障害者差別の解消を目的とし活動を行う。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) 合理的配慮・障害者差別に関わる情報の収集
- (2) 前項にかかわる情報発信
- (3) 教育
- (4) 講演活動等

(賛同者の定義)

第5条

- (1) アンバサダー
- (2) 賛同企業

(加入方法)

第6条 当事務局宛に電話もしくはメールにて申し込み、本会からの返答を以て手続きの完了とする。

(会費・協賛金)

第7条 本会は、一切の金銭の授受を行わない。

ただし、各種啓蒙・啓発に必要な物品の手配等で必要な経費については、各賛同者が実費を負担することとする。

(退会方法)

第 8 条 当事務局宛に電話もしくはメールにて申し込み、本会からの返答を以て手続きの完了とする。

(賛同者の役割)

第 9 条 本会の活動趣旨を理解の上、従業員並びに関係先等へ合理的配慮の啓蒙啓発に積極的に取り組む。

本会への賛同を外部に分かる形式で掲示・表記等を行う。

- (1) 本会ホームページ賛同企業欄への企業ロゴの掲出
 - (2) 本会 SNS アカウントのフォロー・リツイート
 - (3) 賛同者所属機関における本会所定の掲示物の掲出
- なお、上記 (1) ~ (3) は任意で行うこととする。

(著作権)

第 10 条 本会に帰属する一切の著作物の使用については、本会へ事前の承認を必要とする。なお、賛同者としての登録時に本会より提供された資料については、事前の承認を必要としない。

附則

- 1 この規約は、令和 3 年 8 月 1 0 日から施行する。